

平成21年12月
警察庁交通局

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成21年11月6日から同年12月5日までの間、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」及び「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を行ったところ、20件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行令の一部を改正する政令」、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」及び「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令」が平成21年12月18日に公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

- (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第291号）
- (2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第74号）
- (3) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成21年内閣府・国土交通省令第3号）

2 命令等の案を公示した日

平成21年11月6日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載してまいります（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 20件

(内訳)

電子メール 17件

F A X 3件

郵 送 0件

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

1 道路交通法施行令の一部を改正する政令案について

(1) 高齢運転者等専用駐車区間等に駐車することができる者について

改正案について、

70歳以上の高齢者であっても、健康な方は制度の対象者とすべきでない。

3歳以下の子供を乗せた車も制度の対象とすべきである。

障害者手帳を持っている者は、すべて制度の対象とすべきである。

内部障害者を制度の対象とすべきである。

難病患者や重い慢性疾患を持つ者も制度の対象とすべきである。

といった御意見を頂きました。

道路交通法の一部を改正する法律(平成21年法律第21号。以下「改正法」といいます。)により導入される高齢運転者等専用駐車区間制度は、身体の機能の低下等がみられる高齢者、障害者等に対して安全に駐車することができる場所を提供することにより、これらの方の安全な運転を支援しようとするものであり、改正法による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「新法」といいます。)第45条の2第1項において、普通自動車対応免許を受けている70歳以上の方(のすべて)を制度の対象とすることが定められております。

今回の改正案は、同項第3号において、普通自動車対応免許を受けている70歳以上の方等に加え、さらに、「普通自動車対応免許を受けた者で、妊娠その他の事由により身体の機能に制限があることからその者の運転する普通自動車が停車又は駐車をすることができる場所について特に配慮する必要があるものとして政令で定めるもの」を制度の対象とすることができることとされていることに基づき、制度の対象を定めるものです。

したがって、小さな子供を乗車させている運転者のような、運転者の身

体の機能に制限があるとは考えられない方については、今回の改正案で定めるべき対象とはならないと考えられます。

また、障害者については、新法第45条の2第1項第2号において、聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件を付されている方を制度の対象とすることが定められているほか、各都道府県公安委員会において、一定の障害者が乗車した車両を一定の条件の下で駐車規制の対象外とする措置がとられております。

同号で定められた方以外の障害者や傷病者については、一定の身体機能の制限はあると考えられますが、当該身体機能の制限が運転に与える影響や期間が十分に類型化されていると認められないことから、現時点で制度の対象とすることは困難であると考えております。

(2) 高齢運転者等専用駐車区間等における放置違反金及び反則金について
改正案について、

高齢運転者等専用駐車区間等における駐車違反は、駐車することができる車両の種類を限定する交通規制がなされている場所における駐車違反と変わらないので、高齢運転者等専用駐車区間等における駐車違反に係る反則金だけを引き上げるべきではない。

という御意見を頂きました。

高齢運転者等専用駐車区間制度は、身体の機能の低下等がみられる高齢者、障害者等に対し、安全に駐車することができる場所を提供するものです。

したがって、高齢運転者等専用駐車区間等に制度の対象とならない車両が違法に駐車した場合には、身体の機能の低下等がみられる方が、駐車可能な場所を探し求めて周辺の道路を周回せざるを得なくなることなどから、他の場所における違法駐車以上の交通の危険性が惹起^{じゃっ}されるものと考えられます。

また、高齢運転者等専用駐車区間等は、身体の機能の低下等がみられる高齢者、障害者等のために設けられたものであることから、制度の対象とならないにもかかわらず、そうした場所に違法に駐車した運転者の情状は、他の場所における違法駐車と比べ、より悪質であると評価されるものと考え

えております。

こうしたことを踏まえ、高齢運転者等専用駐車区間等に制度の対象とならない車両が違法に駐車した場合の反則金及び放置違反金については、他の場所における違法駐車よりも引き上げることが適当であると考えております。

なお、改正法についての審議が行われた平成21年4月7日の参議院内閣委員会において、「高齢運転者等専用駐車区間への違法駐車に対する反則金の額は、制度導入の趣旨が高齢運転者等の安全運転の支援にあることに十分配慮し、当該区間以外への違法駐車に対するものより多額とすること。」との附帯決議がなされております。

2 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案について

改正案について、

高齢運転者等標章を申請者以外の者が悪意で使用できないように対策を行うべきである。

高齢運転者等標章の申請者が使用者又は所有者である車両以外については高齢運転者等標章を交付すべきでない。

高齢運転者等標章の交付は、1人につき1枚を限度とすべきである。といった御意見を頂きました。

高齢運転者等標章については、新法第120条第1項第16号において、他人に譲り渡し、又は貸与する行為が罰則（5万円以下の罰金）の対象とされているほか、高齢運転者等標章の表面には、当該標章を使用することができる普通自動車の登録（車両）番号が、裏面には被交付者の氏名等が、それぞれ記載されることから、被交付者以外の者による高齢運転者等標章の使用を防止するための措置がとられているものと考えております。

高齢運転者等専用駐車区間等に駐車することができる普通自動車については、新法第45条の2第1項において、その使用者、所有者等を制限できることとする規定が置かれていないことに加えて、親族等が使用者となっている普通自動車等を日常的に運転する高齢者、障害者等も多いと考えられることから、高齢者、障害者等が使用者又は所有者となっている普通自動車のみを

制度の対象とすることは適切でないと考えております。

また、高齢運転者等標章の交付枚数については、高齢運転者等標章が亡失、滅失、汚損又は破損されたときに、新法第45条の2第4項に基づき再交付される場合を除いては、被交付者に1枚ずつ交付されることとなります（妊産婦については、妊娠又は出産のたびに1枚ずつ交付されます。）。

なお、事務処理の合理化を図る観点から、高齢運転者等標章申請書、高齢運転者等標章記載事項変更届及び高齢運転者等標章再交付申請書の様式に、氏名のふりがなを記載する欄を設けることといたしました。

3 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案について

改正案について、

「標章車専用」の補助標識の様式は、車いすのデザインの障害者マークを使用の方が分かりやすい。

「標章車専用」の補助標識の地は、白色の方が分かりやすい。

「標章車専用」の補助標識は、単に「標章車」等とする方が分かりやすい。

「標章車専用」の補助標識の意味を国民すべてに周知すべきである。といった御意見を頂きました。

高齢運転者等専用駐車区間等に駐車することができる者については、聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件を付されている方に限られるものではなく、70歳以上の高齢者及び妊娠中又は出産後8週間以内の方が含まれることから、障害者に係る国際シンボルマーク等を高齢運転者等専用駐車区間等を表示する道路標識の様式とはしなかったものです。

また、補助標識の色彩及び文字については、高齢運転者等専用駐車区間等が高齢運転者等標章の交付を受けた方の安全な駐車の実施のために設けられた新たな交通規制であり、それ以外の方が駐車した場合には通常の違法駐車よりも高い放置違反金又は反則金が課せられることから、駐車することができる者と駐車することができない者の双方に高齢運転者等専用駐車区間等であることがより明確になるよう、地を淡い黄色とし、「専用」という文字を

付することとしたものです。

なお、今回の改正の内容については、新たな道路標識の様式を含め、広く周知を図ることが適切であると考えており、都道府県警察とともに、関係機関とも連携しつつ、積極的な広報を行うこととしております。

4 その他

今回の改正案の内容に対する御意見ではありませんが、

スーパー等に設けられている、車いすのデザインが付されている駐車スペースについても、制度の対象とするべきである。

といった御意見を複数頂きました。

改正法により導入される高齢運転者等専用駐車区間制度は、高齢者、障害者等に限り駐車することができる場所を道路に設けることができることとするものであることから、道路以外の場所における駐車スペース（以下「路外駐車場」といいます。）は、この制度の対象とはなりません。

しかしながら、路外駐車場の管理者等が、この制度の施行により一定の高齢者、障害者等に交付されることとなる高齢運転者等標章を駐車スペースの優先的な利用のために活用することは可能であると考えられます。

なお、警察庁としては、頂いた御意見等も踏まえ、関係機関とも連携しつつ、道路以外の場所に設けられている障害者等のための駐車スペースの趣旨について、講習で使用される資料に記載して運転者に周知することなどを検討してまいりたいと考えております。

以上